

雇用保険の失業給付等に係る誓約書

* 該当する誓約内容の下記番号1~3の内、いずれかの口欄に○をしてください。(必須)

↓ ○が無い誓約書は無効になります。

1. 雇用保険の失業給付等を受給しない場合「離職票の①(写)、②(写)添付」
この度、健康保険被扶養者の資格取得届(被扶養者異動届)提出に当り、下記申請対象者は雇用保険の失業給付等を受給しないことを誓約いたします。後日、失業給付等を受給する場合は速やかに「雇用保険受給資格者証(写)」を添えてその旨通知いたします。
【重要】上記内容に違反があった場合は、認定日に遡って被扶養者資格の取消、および当該期間全てにわたり健保組合が負担した医療費及び保険給付金を返還いたします。

2. 認定申請対象者が雇用保険の失業給付等の受給期間を延長する場合
(雇用保険受給期間延長通知書(写)のみ後送)
「被扶養者(異動)届」に「離職票の①(写)、②(写)」は添付いたしますが、「雇用保険受給期間延長通知書(写)」を現在提出できません。手続き後、入手次第速やかに提出いたします。(提出予定日を下記「認定申請対象者」欄に記入してください。)
退職後2ヵ月以内に提出できない場合は、当申請が取消されることについて承諾いたします。

3. 給付制限期間中のみ加入する場合
「被扶養者(異動)届」に「離職票①(写)、②(写)」を添付いたします。
また、給付制限期間が終了し、失業給付が開始した場合、速やかに「雇用保険受給資格者証(写)」を添えて削除の手続きをいたします。
(削除届の提出予定月を下記欄に記入してください。)

削除届の提出予定月 : 令和 年 月

【重要】上記1.~3.の内容に違反があった場合は、認定日に遡って被扶養者資格の取消、および当該期間全てにわたり健保組合が負担した医療費及び保険給付金を後日請求させていただきます。

* 注) 次の場合は被扶養者の資格を喪失しますので、「健康保険被扶養者(異動)届」に保険証を添えて速やかに削除の手続きをとってください。

⇒ 後日ハローワークで求職の申込みをした場合、雇用保険の基本手当、職業訓練受講手当等の合計日額は3,612円(60歳以上は5,000円)以上の場合、支給開始日から被扶養者資格を削除いたします。

※ 基本手当等日額は「雇用保険受給資格者証」でご確認ください。

Table with 3 columns: 氏名(続柄), 生年月日, 退職年月日. Includes a row for 2. の場合の延長通知提出予定日.

令和 年 月 日

被保険者 記号-番号 -

氏名